

委 託 契 約 書(案)：単独企業用

委託業務名 令和8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による
処分業務

排出事業者：島根県（以下「委託者」という。）と、収集運搬及び処分業者：_____（以下「受託者」という。）とは、委託者の事業場、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

（法の遵守）

第1条 委託者と受託者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（履行）

第2条 受託者は、この契約書及び仕様書等（仕様書及び入札説明書等に対する質問回答書）に従い、委託を履行するものとする。

2 この契約書に定める請求、通知、指示、協議及び承諾は、書面により行わなければならない。

（委託内容）

第3条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

【受託者】

〔処分〕

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	令和（平成） 年 月 日
事業の区分	許可証記載のとおり
産業廃棄物の種類	許可証記載のとおり
許可の条件	
許可番号	第 号

処分場所

〔収集運搬〕

〔産業廃棄物〕

（積み込み場所の許可）

許可都道府県・政令市	島根県
許可の有効期限	令和（平成） 年 月 日
事業の区分	許可証記載のとおり
産業廃棄物の種類	許可証記載のとおり
許可の条件	
許可番号	第 号

（荷下ろし場所の許可）

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	令和（平成） 年 月 日

事業の区分	許可証記載のとおり
産業廃棄物の種類	許可証記載のとおり
許可の条件	
許可番号	第 号

(担当収集運搬範囲)

から まで

2 委託者が、受託者に処分及び収集運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	予定数量
下水汚泥（脱水ケーキ）含水率85%以下	処分及び収集運搬 3,700トン

実際の処分及び収集運搬の数量は、予定数量を増減する可能性がある。

3 受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	m ³ /日

4 委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(委託料)

第4条 委託者は、委託業務に対する委託料として、次表の契約単価（消費税及び地方消費税率を含まない。）の合計額に処分及び収集運搬数量並びに消費税及び地方消費税率を乗じた金額を受託者に支払う。

受託業務名	
受託者	
履行場所	
契約単価	金 円/トン

受託業務名	下水汚泥の収集運搬
受託者	
履行場所	
契約単価	金 円/トン

2 前条第2項の処分及び収集運搬の予定数量に増減があった場合についても、前項の規定を適用する。

(委託及び収集期間)

第5条 委託期間は、令和8年2月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、下水汚泥の搬出は令和8年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(契約保証金)

第6条 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、〇〇円とする。

(受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は免除する。)

(適正処理に必要な情報の提供)

第7条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ その他取扱いの注意事項

2 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容に関する情報を通知する。

3 委託者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 委託者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受託者に提示する。

産業廃棄物の種類	提示する時期又は回数
下水汚泥（脱水ケーキ）	1回

(委託者、受託者の責任範囲)

第8条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、受託した事業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受託者は委託者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。

3 受託者が第1項の業務の過程において、受託者又は第三者に損害が発生した場合に、受託者に過失がない場合は委託者と受託者が協議し、賠償について取り決めるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、第3条の委託業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(監督員)

第10条 委託者は、2人以上の監督員を定め、その氏名及びそれぞれの監督員の分担する権限の内容を書面により受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行について、受託者又は業務責任者に対し指示、承諾又は協議をすること。

(2) 作業の進行管理、立会い又は業務の実施の状況についての調査をすること。

3 前項の監督員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。

(業務責任者)

第11条 受託者は、業務責任者を定め、その氏名を書面により委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の現場の運営及び取締りを行う。

(業務の内容の変更、業務の実施の一時中止等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合においては、その旨を書面により受託者に通知しなければならない。

2 天災その他の不可抗力により、受託者の実施場所の状態に変動が生じたため受託者が業務を実施することができないと認められるときは、契約の履行について委託者と受託者が協議して定める。

(委託業務完了報告)

第13条 受託者は、毎月の搬出分の第3条第3項の処分業務が完了したのち、直ちに当該月分の業務完了報告書を作成し委託者に提出する。

(検査)

第14条 委託者は、前条の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、委託者から補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第15条 受託者は、前項の規定による検査に合格したときは、第4条の規定により算出された業務委託料を請求することができる。

2 委託者は、前条の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第16条 委託者は、受託者が正当な理由によらないで第5条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を受託者に請求することができる。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第14条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(機密保持)

第17条 委託者と受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(個人情報)

第18条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第19条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
 - (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
 - (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
 - (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的が達することができないと認められるとき
 - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。
- 3 委託者又は受託者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合
 - ア 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、若しくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - イ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ウ 上記イの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求することができる。
 - (2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合
受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもと

にある未処理の産業廃棄物を、委託者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(違約金)

第20条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）に処分及び収集運搬数量並びに消費税及び地方消費税率を乗じた金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、第6条の契約保証金を前項の違約金に充当することが出来る。

3 委託者は前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第21条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、委託者は、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。

(2) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に関して刑法（明治40年法律第45条）第96の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第22条 受託者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）に処分及び収集運搬数量並びに消費税及び地方消費税率を乗じた金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年2.5パーセントを乗じて計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.5パーセントを乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(費用負担)

第24条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度委託者と受託者とが誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、委託者と受託者は各々記名押印の上、各1通を契約終了の日から5年が経過する日まで保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山達也

受託者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、特定個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）について、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

2 受託者は、業務が特定個人情報等を取り扱う事務である場合は、前項による作業責任者及び作業従事者について、書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、

第三者（受託者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

（業務従事者への周知）

第 9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第 10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（返還、消去、廃棄及び受渡し）

第 11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

2 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日）を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

6 受託者は、委託者と受託者の間の特定個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に特定個人情報の預り証（受け渡し日時、担当者、場所、受け渡し手段を記した書面）を提出しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査等）

第 13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基

づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

（漏えい等事案が発生した場合の対応）

第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。